

原 著

アメリカ合衆国の自閉症児教育に関する法制度とその運用状況

松田真正^{*1} 吉利宗久^{*1} 真田 敏^{*2}

要 約

アメリカ特殊教育における連邦法レベルでの自閉症児・者に対する本格的な対応は、1990年の個別障害者教育法(IDEA)が成立した時点からである。そこで本研究においては、「IDEAの実施状況に関する年次報告書」に基づき、IDEA成立以降のアメリカ合衆国における「自閉症」児・者の法制上の位置付けを整理する。そして、教育制度の枠組みにおける「自閉症」児教育の数量的実態を把握し分析することを目的とした。その結果、1991年から1998年までの6歳から21歳の「自閉症」と認定された対象者の総数は毎年増加していたことが明らかにされ、この間、「自閉症」児・者の法的支援は確実に発展していたことが窺われた。また、IDEA成立以前に「自閉症」を独立した障害カテゴリーとして規定していた州では、最終年度(1998-99)の全障害児数に対する「自閉症」児・者の割合が比較的高いことや、1991年から1998年までの8年間の同割合の増加が大きいことが認められた。

はじめに

アメリカ合衆国においては、1943年のレオ・カナー(Kanner, L)による早期幼児自閉症(early infantile autism)11症例の報告¹⁾がなされて以来、自閉症児に関する多くの症例研究が積み重ねられてきた。この間、1961年には全米自閉症児協会(National Society for Autistic Children)が設立されるなど、自閉症児の教育的環境の改善が模索されてきた²⁾。

特に、教育実践の動向において、既に1960年代頃には、賞罰により要求される行動を強化し、好ましくない行動を徐々に減少させていくオペラント技法(operant methods)が試みられていた³⁾。また、1960年代半ばになって、自閉症児・者の不適切な施設入所を防止し、学校や地域社会での生活を可能にするために、要求されていることが何かを理解させることを重視し、環境と自分とがどのような関係にあるのかをわかりやすく提示するTEACCH(Treatment and Education of Autistic and related Communication Handicapped Children)がエリック・ショプラー(Schopler, E)によって導入された⁴⁾。しかし、このような自閉症児に対する教育条件が整備される一方、本格的な法制度上の対応は、1990年代における進展を待たなければならなかった。

障害児教育の制度的な基礎的枠組みは、1975年に制定された全障害児教育法(Education for All

Handicapped Children Act, P.L. 94-142)によって構築された。同法は、障害児に対する無償で適切な公教育(free appropriate public education)の保障、最少制約環境(least restrictive environment)における教育の提供、個別教育計画(Individualized education program)の作成といった画期的な法理を掲げ、障害児の教育権を拡大するものとなった。ただし、この法制定の段階では、「自閉症」(autism)が独立した障害カテゴリーとして認定されておらず、1990年の法修正によって個別障害者教育法(Individual with Disabilities Education Act, P. L. 101-476, IDEA)が成立する際、初めて独立した障害カテゴリーとして認定された。

このように、法制度における「自閉症」児教育の歴史は極めて浅く、その実情は十分に明確にされてこなかった。そこで本研究においては、「IDEAの実施に関する連邦議会への年次報告書」(annual report to Congress on the implementation of the Individual with Disabilities Education Act⁵⁻¹²)に示される資料に基づき、アメリカ合衆国における「自閉症」児・者の法制上の位置付けを整理し、教育制度の枠組みにおける「自閉症」児教育の数量的実態を把握し分析することを目的とした。

「自閉症」児・者の制度的処遇と IDEA

前述の通り、全障害児教育法は、「自閉症」を独

*1 兵庫教育大学大学院 連合学校教育学研究科 博士課程(岡山大学) *2 岡山大学 教育学部 障害児教育講座
(連絡先) 松田真正 〒700-8530 岡山市津島中3-1-1 岡山大学教育学部内

立したカテゴリーとして規定しなかった。しかしながら、いくつかの州法は、全障害児教育法の制定以前に「自閉症」を独立した障害カテゴリーとして規定していた。それは、1989年の時点で、Arizona, Connecticut, Delaware, Florida, Hawaii, Louisiana, Michigan, Minnesota, Missouri, New York, North Carolina, Oregon, Tennessee, Texas, Utah, Virginia の16州であった¹³⁾。1975年に全障害児教育法が実施され、「自閉症」は、主として「重度情緒障害」(serious emotional disturbance) のカテゴリーに含められた。しかし、連邦教育省は「自閉症」を「重度情緒障害」に組み入れることに対する多くの批判を受け、1981年に「その他の健康障害」(other health impairments) のカテゴリーに組み入れることを勧告した¹⁴⁾。このように、全障害児教育法の制定当初は、「自閉症」児・者はいくつかの異なる障害カテゴリーに含められて扱われてきた。

このような法制の展開を踏まえ、1990年のIDEA成立時に「自閉症」が、「外傷性脳損傷」(traumatic brain injury)とともに新たに独立したカテゴリーとして加えられた。そして、現行法の「1997年修正個別障害者教育法(Individual with Disabilities Education Act; P. L. 105-17, IDEA'97)」は、障害児教育の対象となる障害カテゴリーとして、「精神遅滞」(mental retardation),「聾を含む聴覚障害」(hearing impairments [including blindness]),「言語障害」(speech or language impairments),「盲を含む視覚障害」(visual impairment [including blindness]),「重度情緒障害」,「肢体不自由」(orthopedic impairments),「自閉症」,「外傷性脳損傷」,「その他の健康障害」,「特異性学習障害」(specific learning disabilities)を規定している(IDEA'97, 20 USC 1401 § 602(a)(i))。また、同法施行規則においては、「聾を含む聴覚障害」は「聾」と「聴覚障害」に独立して規定され、さらに「聾・盲」(deaf-blindness),「重複障害」(multiple disabilities)を加え計13種類の障害カテゴリーに区分された(IDEA'97 施行規則, 34 C.F.R. § 300. 7(a)(1))。IDEA'97施行規則によれば、「自閉症」とは、「一般的に3歳以前に明らかになり、その子どもの学習活動に不利な影響を与える言語的、非言語的コミュニケーション及び社会的相互作用に著しい影響をもたらす発達障害を意味する。自閉症にしばしば随伴するその他の特徴として、反復行動や常同症、環境の変化や日常の手順を変えることへの抵抗、及び感覚刺激への異常な反応などがある。この用語には、重度情緒障害という障害の特徴を有する子どもは含まれない」(IDEA'97 施行規則, 34 C.F.R. § 300. 7(c)(1)(i))としてい

る。このような制度上の定義に拠り、「自閉症」児教育が進められているのである。

自閉症児・者の数量的実態

1. 全米における年次推移と州別の特徴

次に、この制度がどのように運用されているのかについて明らかにするために、IDEAにおける「自閉症」児・者数の推移とその特徴について検討する。表1は年次報告書に基づき、アメリカ50州及び1特別区について、「自閉症」児・者数の推移とその全障害児数に占める割合を集計し、本研究で用いた年次報告書の最終年度における1998-99年度の「自閉症」児・者数の割合が高い順に配列したものである。この表より、District of Columbia, Georgia, Kansas, Washington, West Virginia, Wisconsin の5州及び1特別区は、「自閉症」と認定された対象者数が一時的に減少した年度もみられたが、初年度(1991-92年)と最終年度(1998-99年)を比較するとアメリカ合衆国の全ての州で「自閉症」児・者数が増加していた。また、最終年度の全障害児数に占める「自閉症」児・者の割合については、1989年の時点で「自閉症」を独立した障害カテゴリーとして規定していた前述の16州に注目すると、Arizonaは22番目、Connecticutは7番目、Delawareは4番目、Floridaは31番目、Hawaiiは24番目、Louisianaは12番目、Michiganは2番目、Minnesotaは2番目、Missouriは23番目、New Yorkは9番目、North Carolinaは5番目、Oregonは1番目、Tennesseeは42番目、Texasは17番目、Utahは31番目、Virginiaは16番目であり、TennesseeとFlorida, Utahの3州以外の13州は比較的上位にあり、特に最も「自閉症」児・者の割合が高いOregon州では3.06%と他の州に比して著しく高い割合であることが注目された。

また全米における「自閉症」児・者の総数の推移は、図1に示したように一貫して増加傾向にあることが認められた。特に、1991-92年から1992-93年度にかけて約10,000人以上の急激な増加が認められた。その後の各々、1992-93年から1993-94年度にかけて約3,300人、1993-94年から1994-95年度に約3,900人、1994-95年から1995-96年度に約6,000人、1995-96年から1996-97年度に約5,200人、1996-97年から1997-98年度に約8,400人、1997-98年から1998-99年度に再び10,000人以上の著しい増加が認められた。特に1994年以降は、毎年約5,000人以上の増加を示し、数量的に年々増加する傾向にあった。

2. 全米諸州における「自閉症」児・者数の割合に関する推移と特徴

ここでは、全米諸州の全障害児に対する「自閉症」

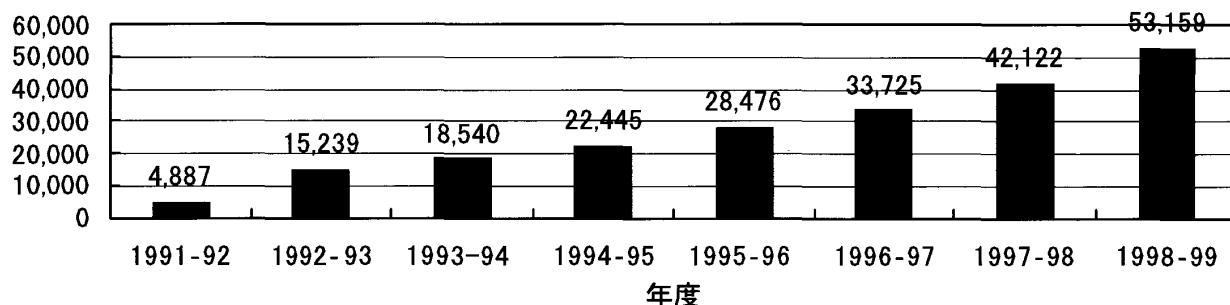


図1 全米における「自閉症」児・者数の推移(6-21歳)

表2 自閉症児・者の州別の人數と全障害児に対する割合(上位5州・下位5州)

	1991-92	1992-93	1993-94	1994-95	1995-96	1996-97	1997-98	1998-99	割合の増加(%)
上位(5州)									
Oregon	402(0.76)	672(1.20)	1,051(1.83)	1,088(1.77)	1,735(2.94)	1,351(2.32)	1,595(2.60)	1,951(3.06)	2.3
Minnesota	231(0.32)	297(0.40)	401(0.51)	493(0.59)	664(0.76)	870(0.96)	1,112(1.20)	1,491(1.57)	1.25
Maryland	0(0.00)	28(0.03)	191(0.22)	311(0.35)	515(0.56)	711(0.75)	944(0.95)	1,221(1.20)	1.2
New York	0(0.00)	1,925(0.64)	2,248(0.70)	2,224(0.68)	3,113(0.90)	2,969(0.82)	3,466(0.93)	4,539(1.19)	1.19
California	1(0.00)	1,605(0.34)	1,912(0.40)	2,416(0.49)	3,064(0.60)	3,913(0.74)	5,095(0.93)	6,657(1.17)	1.17
下位(5州)									
Colorado	0(0.00)	16(0.03)	32(0.05)	58(0.09)	80(0.13)	134(0.21)	187(0.28)	246(0.37)	0.37
New Mexico	2(0.00)	16(0.04)	39(0.10)	56(0.14)	90(0.21)	124(0.28)	148(0.33)	170(0.36)	0.36
Tennessee	290(0.29)	308(0.30)	374(0.35)	439(0.39)	465(0.40)	507(0.44)	611(0.51)	719(0.61)	0.32
West Virginia	89(0.22)	112(0.28)	155(0.40)	111(0.27)	130(0.31)	151(0.36)	185(0.43)	226(0.51)	0.29
District of Columbia	61(0.94)	23(0.36)	46(0.72)	27(0.43)	72(1.08)	62(0.98)	67(0.92)	72(0.93)	-0.01

注) 括弧内の数値は、全障害児数に占める自閉症児の割合を示す。斜体の数字は1991-92年と1998-99年における全障害児に対する自閉症児の割合の差を示す。

Source: U.S. Department of Education. annual report to Congress on the implementation of the Individuals with Disabilities Education Act.. Washington, DC: Government Printing Office. (1993, 1994, 1995, 1996, 1997, 1998, 1999, 2000) の資料に基づき作成

定していた前述の16州が、上位5州中3州(Oregon, Minnesota, New York)含まれていた。下位の州については、District of Columbiaのみが-0.01%と減少しており、他の4州(Colorado, New Mexico, Tennessee, West Virginia)では0.30%前後の増加が認められた。また、West VirginiaとDistrict of Columbiaについては、「自閉症」と認定された対象者数が一時的に減少した年度もあるが、初年度と最終年度の比較では、「自閉症」児・者の絶対数は全ての州で増加が認められた。

考 察

「自閉症」児・者のアメリカ50州及び1特別区の集計結果について、初年度と最終年度を比較するとアメリカ合衆国全ての州で「自閉症」児・者数が増加していたことが明らかにされた。ただし、District of Columbia, Georgia, Kansas, Washington, West Virginia, Wisconsinの5州及び1特別区は、「自閉症」と認定された対象者数が一時的に減少した年度もみられた。このことから、アメリカ合衆国において「自閉症」と認定された対象者は、1990年のIDEA成立以降、全体的に増加し、法的支援による成果を反映したものと推測される。

また州別の詳細な検討から、1989年の時点で「自閉症」を独立した障害カテゴリーとして規定してい

た16州に注目すると、16州中13州(Arizona, Connecticut, Delaware, Hawaii, Louisiana, Michigan, Minnesota, Missouri, New York, North Carolina, Oregon, Texas, Virginia)において最終年度の全障害児数に対する「自閉症」児・者の割合が高いことから、早くから「自閉症」という障害カテゴリーを法的に導入した州が全障害児に占める「自閉症」児・者数の割合が比較的高いことが窺える。また、初年度から最終年度の8年間の全障害児に占める「自閉症」児・者数の割合の増加に注目すると、最も増加の大きい5州中3州(Oregon, Minnesota, New York)は、1989年の時点で「自閉症」を独立した障害カテゴリーとして規定していた。また割合の増加についても、他の州に先駆けて「自閉症」という障害カテゴリーを規定している州の方が、高い傾向にあることが特筆される。次に割合の増加の低い州については、最も割合の増加の低かったDistrict of Columbia(-0.01%)では、先にも述べたように対象者数が一時的に減少した年度もみられたが、「自閉症」児・者の絶対数は増加していた。このことから法的に「自閉症」と認定された対象者数は、表2に示した下位5州においても増加傾向にあると言える。以上より、州別の進捗状況は多様であるが、アメリカ合衆国における「自閉症」児・者の法的支援は確実に発展していると判断される。

またすでに著者らは、本研究と同様に年次報告書に基づき障害児全般の教育措置の推移調査を行ったが¹⁵⁾、この間に「自閉症」児・者は「通常学級」へ移行する傾向が確認された。これはアメリカ合衆国における障害児のインクルージョン（inclusion）の

発展状況を裏付ける結果であると報告したが、今後さらに教育の場における質的な側面の改革についても詳細な分析が望まれる。これについては、今後の課題として残された。

文 献

- 1) Kanner L (1943) Autistic disturbances of affective contact. *Nervous Child*, **2**, 217–250.
- 2) Yell LM, Rogers D and Rogers LE (1998) The legal History of Special Education. *Remedial and Special Education*, **19**(4), 219–228.
- 3) Lovaas O I (1987) Behavioral treatment and normal educational and intellectual functioning in young autistic children. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, **55**, 3–9.
- 4) Mesibov G (1996) Division TEACCH: A program model for working with autistic people and their families. In M C Roberts. *Model practices in service delivery in child and family mental health*, 15–230.
- 5) U. S. Department of Education (1993) *Fifteenth annual report to Congress on the implementation of the Individual with Disabilities Education Act*. Washington DC. Government Printing Office.
- 6) U. S. Department of Education (1994) *Sixteenth annual report to Congress on the implementation of the Individual with Disabilities Education Act*. Washington DC. Government Printing Office.
- 7) U. S. Department of Education (1995) *Seventeenth annual report to Congress on the implementation of the Individual with Disabilities Education Act*. Washington DC. Government Printing Office.
- 8) U. S. Department of Education (1996) *Eighteenth annual report to Congress on the implementation of the Individual with Disabilities Education Act*. Washington DC. Government Printing Office.
- 9) U. S. Department of Education (1997) *Nineteenth annual report to Congress on the implementation of the Individual with Disabilities Education Act*. Washington DC. Government Printing Office.
- 10) U. S. Department of Education (1998) *Twentieth annual report to Congress on the implementation of the Individual with Disabilities Education Act*. Washington DC. Government Printing Office.
- 11) U. S. Department of Education (1999) *Twenty first annual report to Congress on the implementation of the Individual with Disabilities Education Act*. Washington DC. Government Printing Office.
- 12) U. S. Department of Education (2000) *Twenty second annual report to Congress on the implementation of the Individual with Disabilities Education Act*. Washington DC. Government Printing Office.
- 13) Yseeldyke JE and Algozzine B (1991) Introduction to Special Education. 2ed Ed., Houghton Mifflin.
- 14) 中野善達（1994）米国教育省による「自閉症」「外傷性脳損傷」の定義及び、「注意欠陥障害」「重度情緒障害」への対応。特殊教育学研究, **31**(4), 65–71.
- 15) 吉利宗久, 守屋宣子, 母里誠一, 藤井 尚 (1999) アメリカ合衆国における特殊教育及び関連サービス—1990年代の推移とその特徴—. 岡山大学教育学部研究集録, **112**, 143–151.

(平成13年6月7日受理)

The Impact of the Individual with Disabilities Education Act on the Educational Services for Individuals with Autism in the United States

Shinsho MATSUDA, Munehisa YOSHITOSHI and Satoshi SANADA

(Accepted Jun. 7, 2001)

Key words : AUTISM, INDIVIDUAL WITH DISABILITIES EDUCATION ACT

Abstract

The federal law for individuals with autism in the United States was established with the enactment of the Individual with Disabilities Education Act (IDEA) in 1990. The purpose of this study was to define the treatment of individuals with autism in the legal system of the United States after the enactment of the IDEA and to analyze the quantitative aspect of the education of those people referring to the data published by the U. S. Department of Education.

The total number of individuals identified as autistic, aged between 6 and 21 years old, had increased every year from 1991 to 1998 in the United States. During this period, therefore, we can presume that legislative support for individuals with autism had positive development. Furthermore, the ratio of autism within the whole field of handicap (disabilities) was comparatively high in the 1998–1999 statistical year in those States that had made the laws of autism as an independent category before the enactment of IDEA. It was recognized that between 1991 and 1998 there had been a great increase in this ratio.

Correspondence to : Shinsho MATSUDA Department of Special Education, Faculty of Education
Okayama University
Okayama, 700-8530, Japan
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.11, No.1, 2001 31–36)